

受取書等の発行について

あさか野農協では、職員がお客様のお宅に訪問した際、お客様から通帳への入金・定期貯金の預け入れ・定期積金の掛け込み・新規の共済契約等で現金をお預かりする場合は、必ず下記の受取書を現金と引き換えにお渡しいたします。また、既契約の共済掛金を現金でお預かりする場合は、下記の共済掛金領収証をお渡しいたします。

万一、受取書や共済掛金領収証をお渡しせずに現金をお預かりすることがあった場合は、速やかに、あさか野農協本店 企画課（☎048-451-1122）までご連絡いただきますようお願いいたします。

なお、通帳・証書等をお預かりする場合についても同様に受取書をお渡しいたしますので内容をご確認のうえ、必ずお受け取りください。

また、通帳等を返却する際に、お渡しした受取書との引き換えが必要となりますので大切に保管いただきますようお願いいたします。

万一、受取書を紛失してしまった場合には、喪失届のご提出が必要となりますので予めご了承くださいませようお願いいたします。

○現金・通帳・証書等をお預かりする場合・・・「受取書」

受 取 書

No. _____ 年 月 日

おとこ 様

出資組員	出資組員以外	おなまえ		様		処理所定日
受 取 品	件 数	合計金額(円)	備 考	備 考	備 考	(ご注意)
1 現金 小切手(枚) 手形(枚)			貯 金(普通・総合・定期・定期積金) 共済積戻金 【新契約・異動・既契約・返済】 その他			1 取扱印のないもの、または印が不明瞭なものは無効といたします。 2 無効な印(偽造・改竄・複製・影写)は、印紙・貯金証書、または小切手、手形等と引き換えに引換する方法でお渡しする場合は、本書と引き換えに引換いたします。 3 受取いたしました小切手、手形等が万一決済されなかった場合は、本書と引き換えに引換、手形等と引き換えいたします。 4 共済掛金の小切手および手形での払込みは、原則としてできません。 5 本書は完済、譲渡または毀失できません。 6 本書をなくされたときは、当組合にただちに届けてください。 7 お届けに生じた事務負担、損害等につきましては、当組合は一切その責を負いません。 8 本書に記載した共済掛金領収証は、定期積金証書の額を記載し、明細した共済掛金と同一であり、重複して記載したことを示すものではありません。
2 通 帳 (普通・総合・定期・積立式定期)						
3 貯金証書 (定期・定期積金)						
4 払戻請求書・貯金解約申込書等 (普通・総合・定期・積立式定期)						
5 申込書等 (普通・総合・定期・積立式定期)						
関係書類 お渡し方法	郵送・ご来店・持参	手続処理後 お渡しするもの	①現金 ②通帳・貯金証書 ③手形・小切手 ④計簿書			

見本

取扱者印

印紙税申告納付につき朝顔税務署承認済

上記お受け取りました。ご依頼の手続完了後、関係書類をお渡しいたしました後は、本書を無効とさせていただきます。なお、記載金額を共済掛金等として入金処理後、領収書が発行した場合は、本書を無効とさせていただきます。ただし、右記載事項2および3の場合は本書を回収させていただきますので、それまで大切に保管ください。

あさか野農業協同組合

○既契約の共済掛金を現金でお預かりする場合・・・「共済掛金領収証」

共 済 掛 金 領 収 証

下記の払込共済掛金を領収いたしました。

平成 年 月 日 取扱者 印 農業協同組合

県 組合 支所

組合員コード _____

共済種類 _____

払込方法 _____

契約番号 _____

見本

被共済者 様

通番 _____

契約年月日 結月 年 月 日	共済期間 満期	保障共済金額 万円	種別・型別 建物金額 万円	共済掛金	円割戻金	円 払込額 総計	払込共済掛金 円

払込年月(月払) 共済年・月(月払)

年 月分 年度 月度

振替口座番号 _____

(ご注意) 組合の領収年月日および取扱者印のないものは無効です。また、訂正した場合、訂正印のないものは無効です。

* 上記の書式以外で現金・通帳・証書等をお預かりすることは一切ありません。